

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・生活介護)

Q&A

目次

項番	質問	頁
Q1	この補助の対象となる強度行動障がい者(補助該当者)とは、どのような方ですか。	2
Q2	補助の対象になるのは、どのような経費ですか。	2
Q3	事業実施の場所は決まっていますか。	2
Q4	利用者の自己負担額はありますか。	2
Q5	補助に上限はありますか。	2
Q6	1年度の補助上限に達しなかった場合、残った回数・時間を次年度に繰越してできますか。	3
Q7	補助該当者は、複数の事業所を利用できますか。	3
Q8	支給決定申請時に、強度行動障がいの判定が必要ですか。	3
Q9	利用する生活介護事業所を変更した場合に、変更後の事業所は、どのような手続が必要ですか。	3
Q10	補助該当者や事業所が福岡市外へ転居をした場合、この事業を利用できますか。	3
Q11	補助金の申請は、利用前に行う必要がありますか。	3
Q12	交付決定前に利用した生活介護は、補助の対象となりますか。	4
Q13	加配職員とは、どのような職員ですか。また、どのように確認・報告する必要がありますか。	4
Q14	補助対象期間はどのように考えればよいですか。	4
Q15	調査研究会事務局による支援状況の確認とはどのようなものですか	4
Q16	補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合はどのようにすればよいですか。	4
Q17	生活介護の利用を予定していたが、欠席となった場合の補助の取り扱いはどうなりますか。	5
Q18	実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。	5
Q19	同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように取り扱われますか。	5

Q1 この補助の対象となる強度行動障がい者(補助該当者)とは、どのような方ですか。

A1 福岡市において生活介護の支給決定を受け、生活介護利用開始時点において過去1年にわたり生活介護を利用していない方で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 障がい支援区分認定調査における行動関連項目のスコア合計が18点以上の方
- ② ①に該当しないが、行動障がい(自傷・他害・破壊・不潔行為等)が頻回に見られ、支援が必要な方
- ③ 上記に準ずる状態にあり、市長が特に必要と認める方

ただし、以下に該当する場合は対象外です。

・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援から継続して生活介護を利用する方

また、施設入所支援と併せて生活介護を利用していた方が施設退所後に生活介護を利用する場合などは、例外的に対象となることがあります。

なお、過去1年とは、補助申請年度の前年度(4月～翌3月)を指します。

Q2 支払いの対象となるのは、どのような経費ですか。

A2 生活介護事業所が補助対象者を新たに受け入れるために必要となる、生活支援員の加配に係る経費です。

Q3 事業の実施場所は決まっていますか。

A3 福岡市の指定を受けた生活介護事業所に加え、指定障害者支援施設が実施する生活介護も対象となります。

なお、本補助は、令和9年度報酬改定までの臨時措置です。

Q4 利用者の自己負担額はありますか。

A4 障がい福祉サービスの自己負担額の範囲内での負担が必要です。本事業の実施に伴う追加の負担はありません。

Q5 補助に上限はありますか。

A5 原則として、対象者1人につき1日4時間、週3日までの利用が補助対象となります。

Q6 1年度の補助上限に達しなかった場合、残った回数・時間を次年度に繰越してできますか。

A6 次年度に繰越しはできません。

Q7 補助該当者は、複数の事業所を利用できますか。

A7 利用可能ですが、1年度の上限を超える部分に補助はありませんのでご注意ください。

Q8 支給決定申請時に、強度行動障がいの判定が必要ですか。

A8 生活介護の支給決定を受けていない場合は、区へ申請を行ってください。その際、強度行動障がいの判定がなくても、A1②のように、特定の行動障がいが頻回する場合は、補助該当者となる場合があります。

Q9 利用する生活介護事業所を変更した場合に、変更後の事業所は、どのような手続きが必要ですか。

A9 補助を希望する場合は、変更後の事業所から福岡市へ、新たに補助金の申請が必要です。

Q10 補助該当者や事業所が福岡市外へ転居をした場合、この事業を利用できますか。

A10 この事業は利用できなくなります。補助対象期間中であっても要件を満たさなくなるため、生活介護事業者から利用変更申請の届出が必要です。

Q11 補助金の申請は、利用前に行う必要がありますか。

A11 補助金の交付申請は、原則として、補助該当者を受け入れる前に行う必要があります。生活介護の利用開始後に申請された場合は、補助の対象とならないことがありますので、事前に福岡市へ申請してください。ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q12 交付決定前に利用した生活介護は、補助の対象となりますか。

A12 交付決定を受ける前に利用した生活介護については、原則として補助の対象にはなりません。補助金は、福岡市が交付決定した内容及び期間に基づき実施された事業について交付されますので、必ず交付決定後に事業を実施してください。ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q13 加配職員とは、どのような職員ですか。また、どのように確認・報告する必要がありますか。

A13 基準人員を超えて、配置される職員です。事業所は補助該当者に対し、マンツーマンで対応できるように職員を配置する必要があります。職員については、新たに雇用するのではなく、勤務日の調整等により、該当日にマンツーマンで対応できる体制とすることで差し支えありません。

支援状況については、実績報告書及び勤務形態一覧等の書類等を提出いただき、補助該当者を支援した職員が在籍していることを確認します。

Q14 補助対象期間はどのように考えればよいですか。

A14 補助対象期間は、補助対象経費を必要とする月から当該年度末までとなります。

Q15 調査研究会事務局による支援状況の確認とはどのようなものですか。

A15 調査研究会事務局が、支援内容が適切に実施されているかを確認します。支援方法等について助言を受けることも可能です。

Q16 補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合はどのようにすればよいですか。

A16 上限を超えた時間や回数については、補助対象となりません。

Q17 生活介護の利用を予定していたが、欠席となった場合の補助の取り扱いはどうなりますか。

A17 実際に利用した時間・内容に基づき、補助対象となるかを判断します。実績のない時間については補助の対象となりませんので、実績報告書に正確な内容を記載してください。詳細な取扱いについては、個別の状況に応じて福岡市へご相談ください。

Q18 実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。

A18 実績報告にあたっては、要綱に定める「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)実績報告書」「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・生活介護)事業報告書及び収支報告書」「請求書」に加え、支援状況や勤務実績が確認できる書類(従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表)の提出が必要です。提出書類の詳細については、福岡市から別途案内します。

Q19 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように取り扱われますか。

A19 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合であっても、それぞれの補助該当者ごとに、要綱及び別表に定める上限の範囲内で補助に可否を判断します。各補助該当者に、マンツーマンで支援する体制が確保されていることが必要です。